

被扶養者認定替提出書類チェックリスト（普通から特別認定）

組合員番号	の被扶養者	続柄	
組合員氏名		被扶養者 氏名	
所属所名		担当者名	

※必ず所属所（共済事務担当者）において、被扶養者申告書の提出時に状況を確認してチェック☑を付し、提出書類をチェックして、このリストを提出してください。

※市町村民税課税所得証明書は原本が必要です（認定時は原本）。

課税所得証明書については、発行役場ごとに様式が異なりますが、課税所得証明書として、個別（個人毎）の証明書を提出してください。

（提出範囲・・・同一生計世帯全員。ただし、被扶養者ではない両親、兄弟は除く。

別居の被扶養者は含む）

※組合員に必要書類を説明する際にもこのリストを活用してください。

※育休や無給休職の場合、切り替えが必要です。

1 共通提出書類（申請者全員が提出する書類）

	チェック
被扶養者認定申告書	
戸籍謄本	
扶養理由書	
世帯全員の市町村民税 <u>課税所得</u> 証明書	
辞令書の写し	

(注1) 戸籍謄本について

・ 組合員との続柄が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）が必要となります。

・ 配偶者、子以外は、扶養義務者が確認できる戸籍謄本が必要となります。

チェック

配偶者

配偶者の戸籍謄本	内縁関係の場合は住民票も併せて提出	
----------	-------------------	--

子

子の戸籍謄本	配偶者が不在の場合、死亡、離婚等がわかる除籍謄本、改姓原戸籍等。組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本も併せて提出	
--------	---	--

父・母

父母の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※	
---------	---------------------------	--

兄弟姉妹

兄弟姉妹の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※	
-----------	---------------------------	--

祖父母

祖父母の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※	
----------	---------------------------	--

その他

組合員との続柄が確認できる戸籍謄本		
-------------------	--	--

※ 他の扶養義務者が戸籍謄本でわからない場合は、改姓原戸籍等わかるものが必要です。